

# 焼津市文化センター及び大井川文化会館空気環境測定及び貯水槽等清掃業務委託仕様書

## I 室内空気環境測定業務

本仕様書は、焼津市文化センター及び大井川文化会館における空気環境測定を「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第4条第1項に基づき、同法に定める資格者により実施するものとする。

- 1 対象建築物 ①焼津市文化センター  
②大井川文化会館

### 2 建築物の概要

#### ①焼津市文化センター

- (1) 所在地 焼津市三ヶ名1550
- (2) 敷地面積 21,907.3 m<sup>2</sup>
- (3) 建築面積 7,965.95 m<sup>2</sup>
- (4) 延べ床面積 11,688.85 m<sup>2</sup>
- (5) 構造規模 SRC 一部RC造 地上4階 地下1階

#### ②大井川文化会館

- (1) 所在地 焼津市宗高888
- (2) 敷地面積 10,886.1 m<sup>2</sup>
- (3) 建築面積 3,117.73 m<sup>2</sup>
- (4) 延べ床面積 4,863.96 m<sup>2</sup>
- (5) 構造規模 SRC 地上4階

### 3 測定項目

- (1) 浮遊粉塵の量
- (2) 一酸化炭素の含有量
- (3) 炭酸ガスの含有量
- (4) 温度
- (5) 相対湿度
- (6) 気流

- 4 測定点 焼津市文化センター 26ポイント 大井川文化会館 9ポイント

- 5 測定回数 2回の平均値とする。

- 6 報告書 測定実施月毎に報告書を提出すること。(測定は図面添付)

- (1) 報告書提出部数 焼津文化会館 1部 大井川文化会館 2部

- 7 作業写真 測定実施月毎に写真を提出すること。

### 8 測定の実施

- (1) 測定実施日については、会館の催し物等に支障がないように会館側と十分協議して実施日を決めること。

(2) 測定者は、会館に立ち入り許可を受けてから測定すること。なお、腕章等をつけること。

9 測定箇所 ①焼津市文化センター

1階17箇所 2階5箇所 3階3箇所 外気1箇所計26箇所  
展示室1、事務室1、小ホール1、グランドホール1、歴民館事務室1、  
歴民館展示室1 食堂1、和室1、小ホール楽屋1、練習室1、会議室1、  
大ホール4、大ホール楽屋1、研修室1、図書館2、図書館事務室1、  
八雲記念館6 (廊下、渡り廊下、事務所、展示室、収蔵庫、多目的ルーム)

②大井川文化会館

9箇所

1階楽屋、1階客席、1階事務所、1階ホワイエ、2階ホワイエ、  
2階客席、3階ホワイエ、3階客席 1階出入口前(外気)

II 貯水槽等清掃業務仕様書

(対象設備)

①焼津市文化センター

(1) 受水槽 (50 m <sup>3</sup> )	FRP製セパレート2層型	1式	年1回
(2) 高置水槽 (18 m <sup>3</sup> )	FRP製セパレート2層型	1式	年1回
(3) 雑排水槽 (29 m <sup>3</sup> )	RC	1式	年2回

②大井川文化会館

(1) 受水槽 (32 m <sup>3</sup> )	FRP製セパレート2層型	1式	年1回
(2) 高置水槽 (12 m <sup>3</sup> )	FRP製セパレート2層型	1式	年1回

(作業場の遵守事項)

1. 本業務は、会館の業務に支障のない様計画を実施すること。
2. 専用水道設備は、水道法に定められた方法で実施すること。
3. 雑排水槽は、ビル衛生管理法で定められた方法で実施すること。
4. 槽内作業は、労働安全衛生法で定められた方法で実施し、安全確保には最善の努力をすること。
5. 作業状況は報告書で行い、写真を添付する。  
(1) 報告書提出部数 焼津文化会館 1部 大井川文化会館 2部
6. 作業実施前に作業計画の打ち合わせを行い、会館建築物衛生技術者の承諾を得て、作業をすること